

葛飾区監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度第3回定期監査（出先機関等）の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長及び葛飾区選挙管理委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月12日

| | |
|---------|---------|
| 葛飾区監査委員 | 今 關 総一郎 |
| 同 | 遠 藤 勝 男 |
| 同 | 安 西 俊 一 |
| 同 | 上 村 やす子 |

令和元年度第3回定期監査（出先機関等）の結果に基づき講じた措置について

1 指摘事項

(1) 支出及び現金出納事務を適正に行うもの

ア 私費による立替払

[指摘事項]

駐車場使用料において、資金前渡で現金を受領していたにもかかわらず、職員が支払先に現金を持っていかなかったため、私費による立替払を行っていた事例が見られた。また、立て替えた費用について、監査実施日まで区への請求を行っていなかった。

立替払は地方自治法上認めておられず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。適正な資金管理を行われたい。

(生活衛生課)

【講じた措置】

食中毒調査や監視指導、動物飼養指導業務の際に公用車を使用するが、やむを得ず有料駐車場を使用する場合がある。このような場合に備えて、あらかじめ資金前渡で現金を受領しているが、本件は急を要する食中毒調査であったため、職員が駐車場料金用の現金を受け取ることを失念し、やむを得ず行ってしまったものである。また、立替払を行った後の処理も怠ってしまい、監査時に指摘されることとなった。

これは、急を要する案件であっても、適切に会計事務規則に基づいた処理を行わなかったことが原因である。

そこで、同様の事例が発生しないよう、立替払は不適切な会計処理であることを当該職員はもちろんのこと課内全職員に注意喚起を促すとともに、駐車場を使用する可能性がある場合には、あらかじめ受領した前渡金を必ず所持するよう徹底を図った。なお、立替払後の処理については、監査の指摘後に速やかに是正の処理を行った。

(生活衛生課)

(2) 契約事務を適正に行うべきもの

ア 印刷終了後の追加修正印刷

[指摘事項]

「参議院議員選挙に係る『選挙のお知らせ』封入封緘、発送等業務委託」において、発注及び校正時の確認漏れがあり、納品された印刷物に修正箇所があったことから、約225,000枚の修正印刷を追加したことで、449,962円の増額となった事例が見られた。

葛飾区予算事務規則第2条第3項では、「歳出予算は、支出の目的及び性質に従い経

済的かつ能率的に執行しなければならない。」と定めている。修正印刷に要した経費は、適正に行っていれば必要としない支出であった。確認漏れやミスのない事務処理及びチェック体制を構築されたい。

(選挙管理委員会事務局)

【講じた措置】

各選挙において選挙人に郵送している「選挙のお知らせ」に期日前投票所の案内チラシを作成し、同封している。契約締結後、3回の校正を経て校了とし、印刷を済ませていた。

しかしながら、期日前投票所として使用するイトーヨーカドー四つ木店と打ち合わせを行ったところ、昨年からの当該施設の営業時間に変更されていることが判明し、記載内容の一部に誤りを発見した。なお、受託業者には校了を伝えており既に印刷を完了していたため、正しい記載内容のチラシを作成する必要性が生じた。

これは、当該施設との打ち合わせにおいて、現状の確認を怠ったことや相互の意思疎通がうまく図れなかったことに加え、原稿作成にあたり当該施設への確認が事務手順になかったことが原因である。

今後はこのようなことがないよう、関係事業者との打ち合わせ内容について文書で相互に確認する。加えて、原稿の作成等で事業者にかかわる記載がある場合は確認の協力を求める。また、事業者と打合せ内容等を文書で確認することについて職場内で周知徹底し、複数職員が仕様内容等の確認することや上司への報告等の体制を整えることでチェック機能を強化し、適正に事務処理を行っていききたい。

(選挙管理委員会事務局)

イ 委託管理の不備

[指摘事項]

「憩い交流館等事業委託」の仕様書において、年度当初に区と協議し、運動に関する講座などの年間計画を作成することとなっていたが、その年間計画が作成されていなかった。また、請求書に添付されていた実施報告書で7～9月の時期の事業中止が報告されていたが、中止に係る区との協議書も作成されていなかった事例が見られた。

本来であれば、年度当初に作成した年間計画に基づき事業を実施し、変更・中止等の可能性がある場合は、今後の対応などを区と協議し、中止する場合は、委託内容について変更契約し、必要な場合は委託料の減額をする必要がある。年間計画書、変更協議書、代替事業等も確認できない状況は、委託事業の管理がなされていないものと言わざるを得ない。適正な委託管理を行われたい。

(シニア活動支援センター)

【講じた措置】

平成31年度憩い交流館等事業委託において、実施報告書上の「7～9月は、夏場の暑い時期で、参加者も敬遠気味であることから実施を見送った。」については、仕様書の内容の理解が不十分で、年度末までに年間予定時間の64時間を下回らなければ問題ないと独自に判断した結果であり、予定時間が達成でき、毎月提出される企画書があれば、年間計画は不要と思い込んでいた。

監査での指摘を受け、令和2年3月に代替となる事業2講座（8時間）を実施することとした。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止により、3月の事業は中止となり、結果として、仕様書上に設定されている64時間を下回ることとなったため、3月に実施できなくなった事業については、契約変更を行って減額した。

令和2年度契約については、開催場所を「憩い交流館等」として、講座ごとの時間数を記した年間計画書の提出を求め、委託業者より提出された。

今後は、仕様書に基づく年間計画書により、毎月進行管理を行うとともに、変更が必要なときは変更協議を行い、適正な委託管理を行っていく。

(シニア活動支援センター)

ウ 分割発注

【指摘事項】

「受診票送付用封筒外1件の印刷について」（295,628円）及び「葛飾区眼科健康診査のご案内外2件の印刷について」（200,681円）の契約は、それぞれ同一事業者と同一日に見積書を2通受領し、同一日に起票していたにもかかわらず、別々に契約し履行させていた。また、「富士ドライ画像記録用フィルムDL-MLの購入」（286,740円）及び「ディスポ検査衣 前あわせ型MA-02他購入」（38,880円）の契約についても同様の契約手続を繰り返していた。さらに、それぞれの契約金額の合計額は、主管課契約が可能な30万円を超え、これを繰り返していることから、分割発注と言わざるを得ない。

葛飾区契約事務規則第4条（別表第1）の規定において、1件当たりの予定金額が30万円以上の印刷又は物品購入の契約は、契約管財課長の権限とされている。また、同規則第45条第1号により、1件30万円を超える随意契約は契約書を省略することができない。規定に従った事務処理を順守するとともに、計画的な契約事務を行われたい。

(健康づくり課)

【講じた措置】

「受診票送付用封筒外1件の印刷について」（295,628円）（以下「事例①」という。）及び「葛飾区眼科健康診査のご案内外2件の印刷について」（286,74

0円) (以下「事例②」という。)の契約については、事例①が各種健康診査、がん検診事業で使用するもの、事例②が眼科健康診査事業単独で使用するものであり、納期、納品場所も異なることから別契約で処理できるものと担当職員が誤解してしまったことにより起きたものである。

「富士ドライ画像記録用フィルムDL-MLの購入」(286,740円) (以下「事例③」という。)及び「ディスゴ検査衣 前あわせ型MA-02他購入」(38,880円) (以下「事例④」という。)の契約については、事例③の見積書を依頼した後、急遽、別の事業について事例④で購入した検査衣が必要となり、前回、事例③の事業者に検査衣を発注していたため、同社に見積書を依頼し、提出された2通の見積書ごとにそれぞれの担当職員が契約してしまったことにより起きたものである。

今後はこのようなことがないように、本事案を職員に周知し、職員に葛飾区契約事務規則の規定に従った事務処理を順守させることを徹底するとともに、複数の事業に関わる契約事案については、関係職員で情報共有して計画的な契約事務処理を行うことを徹底することにより再発防止に努めていく。

(健康づくり課)